

## 多久駅自由通路掲示板の有料掲示に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、多久駅自由通路掲示板（以下「掲示板」という。）に有料で掲示する掲示物の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(掲示物の範囲)

第2条 掲示板に掲示しようとする掲示物で、次のいずれかに該当すると認められる掲示物は、掲示板に掲示することができない。

- (1) 法令、条例、規則等に違反するもの又はその恐れがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの
- (3) 人権侵害となるもの又はその恐れがあるもの
- (4) 政治、宗教又は選挙に関するもの
- (5) 意見掲示物又は名刺掲示物に類するもの
- (6) 公衆に不快の念又は危害を与える恐れがあるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）で、風俗営業と規定される業種のもの
- (8) 商品先物取引業若しくは金融先物取引業又は消費者金融業に類するもの
- (9) 掲示物の主体又は責任の所在が不明確なもの
- (10) その他、掲示板に掲示する掲示物として不相当であると市長が認めるもの

(掲示物枠の限度等)

第3条 掲示板の仕様は、別表のとおりとし、1申請当たりの掲示枠は、2枠を限度とする。

2 掲示物を掲示する位置については、市長が決定する。

(掲示期間)

第4条 掲示物の掲示期間は、1申請につき60日を限度とする。ただし、掲示期間が申請年度の末日を超える場合は、当該年度の末日までとする。

2 前項に規定する掲示期間を超えて引き続き掲示物の掲示を希望する場合は、

その都度申請しなければならない。この場合における申請は、次条の規定を準用する。

( 掲 示 の 申 請 )

第 5 条 掲示板に掲示物を掲示しようとする者（以下「申請者」という。）は、多久駅自由通路掲示物掲示申請書（様式第 1 号）に当該掲示物を添付して、掲示をしようとする日の 1 4 日前までに市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむをえないと認めたときはこの限りでない。

( 掲 示 の 可 否 の 決 定 )

第 6 条 市長は、前条の申請書の提出があったときは内容を審査し、掲示の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により掲示の可否を決定したときは多久駅自由通路掲示物掲示許可（不許可）通知書（様式第 2 号）により速やかに申請者に通知するものとする。

( 掲 示 物 の 責 任 )

第 7 条 掲示物の内容に関する責任は、掲示責任者が負うものとする。

( 掲 示 の 取 り 消 し )

第 8 条 市長は、掲示許可決定後において、行政運営上支障があると判断した場合は、掲示の許可を取り消すことができる。

( 掲 示 料 及 び 納 入 方 法 )

第 9 条 掲示料は、1 枠につき掲示期間 1 日当たり 5 0 円とする。

2 前項の規定にかかわらず、掲示の目的が次のいずれかに該当するときは、掲示料を免除することができる。

- ( 1 ) 本市が共催する行事のために掲示するとき。
- ( 2 ) 国又は他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため掲示させるとき。
- ( 3 ) 当該掲示が本市の事務事業の円滑な執行に寄与することとなるとき。
- ( 4 ) その他、市長が特に必要と認めるとき。

3 申請者は、市長が指定する期日までに第 1 項の規定により算出した掲示料を納入しなければならない。

( 掲示料の返還 )

第 1 0 条 既納の掲示料は、原則として返還しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部または一部を還付するものとする。

( 1 ) 第 8 条の規定により掲示を取り消したとき。

( 2 ) 市の都合により掲示することができなくなったとき。

( 3 ) その他市長が正当な事由があると認めたとき。

( 掲示物の撤去 )

第 1 1 条 申請者は、責任を持って掲示期間内に掲示物を撤去しなければならない。

( 委任 )

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、掲示に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

多久駅自由通路掲示板仕様

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
---	---	---	---	---	---	---	---	---

備考 掲示板全体の寸法 縦 120 cm 横 710 cm

① 枠から⑨ 枠までの寸法 縦 120 cm 横 78 cm

様式第1号（第5条関係）

多久駅自由通路掲示物掲示申請書

年 月 日

多久市長 様

申請者 住所（所在地）〒

氏名（名称）

印

TEL

E-mail

掲示責任者 氏名

掲示物を添えて下記のとおり申込みます。

申込みにあたっては、多久駅自由通路掲示物に関する要綱の内容を遵守します。

記

1 掲示物

別紙のとおり。

2 掲示希望期間

年 月 日～ 年 月 日

3 掲示希望枠（希望枠欄に、枠数を記入）

希望枠	1 枠サイズ（日額）	掲示料
	横 78cm×縦 120cm（50 円）	円

第 号  
年 月 日

様

多久市長

多久駅自由通路掲示物掲示許可（不許可）決定通知書

年 月 日付けで申請のありました多久駅自由通路掲示板掲示については、許可（する・しない）ことになりましたので通知します。

記

1 掲示物

2 掲示期間および枠数

掲示期間	枠
年 月 日～ 年 月 日	枠

3 掲示料

\_\_\_\_\_円（ 50円× 日× 枠分）  
同封の納付書により 年 月 日までに納入ください。

4 掲示条件

多久駅自由通路掲示物に関する要綱のとおり

5 許可しない理由